

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01424

研究課題名(和文) アメリカ第4次対外関係法リステイメントの多角的研究

研究課題名(英文) Diversified Research on the Restatement of the Law 4th, the Foreign Relations Law of the United States

研究代表者

長田 真里 (NAGATA, MARI)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10314436

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,130,000円

研究成果の概要(和文)：近年日本学術界において紹介検討されることが少なくなってきた、アメリカ合衆国における主権免除、国際裁判管轄、国際民事手続、外国判例承認執行等いわゆる国際民事手続法や国家管轄権に関する問題について、2018年に公表された対外関係法第4リステイメントを題材に、様々な比較法的手法も組み入れつつ、他分野の研究者および実務家による共同研究を行うことにより、多角的な研究に取り組むことができた。その結果として、諸外国及び日本における同分野の現在地およびアメリカの実務および研究の現在地を確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカ合衆国は、取引相手が多様化する現在においても、貿易取引額が最も多い国の1つである上に、法的な影響を最も強く受けている国の1つでもある。本研究は、そのようなアメリカ合衆国における、国際的な裁判手続や裁判システムに関する最新の情報をとりまとめた対外関係法リステイメントの最新版を取り上げ、比較法的な見地から研究することにより、アメリカの対外政策や国際的な裁判システムの現在地を探ることを目的とし、それを一定程度なしえることができた。この成果は、近年同分野でのアメリカ研究が少なくなっている現在において、学術的にも実務的にも極めて重要な意義を有するものと思われる。

研究成果の概要(英文)：The issues related to the so-called international civil procedural law and state jurisdiction, such as sovereign immunity, international jurisdiction, international civil procedure and enforcement of recognition of foreign precedents in the United States of America, which have rarely been introduced and examined in Japanese academic circles in recent years, were studied from various perspectives through joint research by researchers and practitioners from other fields, incorporating various comparative legal methods, using the Fourth Restatement of the Foreign Relations released in 2018 as the subject matter. The joint research by researchers and practitioners from other fields, incorporating various comparative legal methods, enabled a multifaceted study to be undertaken. As a result, we were able to identify the current state of the field in other countries and Japan, as well as the current state of practice and research in the USA.

研究分野：国際私法、国際民事手続法

キーワード：国際裁判管轄 国家管轄権 外国判決の承認執行 国際民事手続 主権免除

1. 研究開始当初の背景

本研究では、アメリカの第4次対外関係法リステイメント(以下、第4リステイメントとする)、中でも管轄権や国際的な民事・刑事裁判手続に係る規律および外国判決の承認などを対象とする第4部を取り上げて「第4リステイメントに結実したアメリカの理論・実務とはいかなるものか、また、そこから日本は何を学ばなければならないのか」という点を本研究課題の核心をなす学術的「問い」とし、共同研究に取り組んだ。

そもそも、対外関係法リステイメントの対象とする分野の多くは国際公法の領域に属する。しかし、本研究が対象とする第4部は「管轄権、主権免除及び判決」と題されており、日本では主として国際民事訴訟法・国際私法の研究者がこれまで研究対象としてきた分野に関係するものと国際法の研究者が主に取り組んできた分野に関係するものが混在している。すなわち、ここでは国際取引紛争に関わる国際裁判管轄、国際民事訴訟で問題となる域外的文書送達、在外証拠の収集、在外証人等の召喚、外国判決の承認・執行とその手続などの問題と、国際法において問題となる国家管轄権、刑事管轄権、域外適用、主権免除などの問題が扱われている。対外関係法リステイメントは、これまで、1962年第2次リステイメント、1986年第3次リステイメント(以下、第3リステイメントとする)と2度にわたって公表されてきているが(第1次リステイメントは本分野には存在しない)、今般公表された第4リステイメントは、過去の2版と異なり、部分的な改正にとどまり、条約にかかるいくつかの条項と本研究の対象とする第4部全般について見直されたものである(但し、第4部のうち、外交官、領事官及び国際機関の主権免除に関する第6章、外国判決の承認等に関する事項のうち家事事件に関する484乃至486条、国際商事仲裁に関する第8章B節については第4リステイメントの対象から外されている。このうち国際商事仲裁に関する部分は2015年に公表された国際商事仲裁及び投資紛争仲裁リステイメントに委ねられ、それ以外の部分については従前の第3リステイメントが今後とも効力を有することとなる)。

第3リステイメント公表後の30年間で、IT技術の利用や社会のボーダーレス化の進展により、国際取引や国際訴訟の有様は大きく変わって来た。IT化による紙からデータへの脱文書は、伝統的な国境概念による域外と域内の区分を大きく変容させ、また、取引において知的財産等の情報財が大きな役割を担うことで財産や情報の所在についての基本概念が変容してきている。当然のことながら、それらをどのように国家が管理するのかについての意識も変わっている。第3リステイメントのうち、本研究の対象となる第4部についてのみ全面的な改正を必要がされたのは、この分野の判例や理論の発展が非常に大きく何らかの手当が必要とされたことを物語っているといえる。これらのIT化、情報化に伴う変化をふまえて、管轄権理論や国際民事手続そのほかの諸問題にかかるアメリカ法がどのように対応し変化しているかは、日本の該当分野に関わる立法、規律、私法、執行の各管轄権に関して大きく影響する。当該分野の日本の立法もまたこの30年間で大きく変化を遂げているが、これら日本の変容した状況も踏まえつつ、今後の様々な国際的な法問題に関する対応を検討する際にアメリカ法の対応を詳細に知り、参考とする意味は大きく、この視点から第4リステイメントを取り上げ多角的な分析をすることは学術的にきわめて重要な意味を持ち、研究結果の社会的共有の必要は高い。

2. 研究の目的

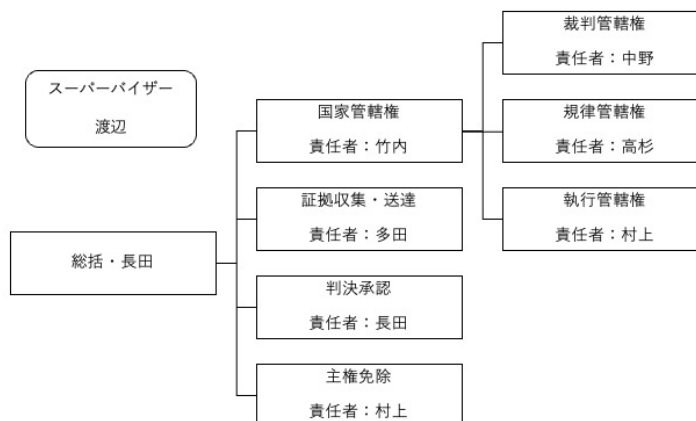
第4リステイメント第4部の対象となる分野においては、第3リステイメント公表以降多くの判例が蓄積され、理論的背景並びに実務の状況が大きく変わっている。その一方で、アメリカ合衆国が日本の最大の貿易相手国の1つとして揺るぎない地位を得ている状況には変化がなく、また相互の判決の承認執行が制度上認められない最大の貿易相手国中国とは異なり、アメリカ合衆国との取引関係にかかる紛争解決の手段としては、依然として裁判制度の利用が重要な手段となっていることは間違いがない。その点第4リステイメントは実務的にも非常に重要な指針となる。しかしながら、その対象範囲が広いことから、同リステイメントについては、日本においてほとんど研究されることがなかった。そのため、本研究の目的は、これら第3リステイメント以降のアメリカにおける対象分野の理論と判例の変遷を、第4リステイメントを題材に国際公法、国際私法、民事訴訟法の各専門家が多角的に研究し、さらに比較法的な検証を加えて、日本への示唆を得ることを目的としていた。また、そもそもリステイメント自体には制定法としての拘束力はなく、単なる理論的な研究に終始するのではないかと危惧もありえたが、対外関係法リステイメントは、アメリカ憲法、議会立法、裁判例、行政処分、慣習国際法、条約、および州法を法源として作成されており、裁判規範としては重要な価値を有していることは間違いがなく(たとえば、2010年の段階で、アメリカ連邦最高裁では第3リステイメントが22回引用されており、特に近年では重要なランドマークとなるような国際法に関する判例において第3リステイメントを引用する傾向が強いとの指摘もある)、その研究が実務に与える影響も非常に大きいと思われ、実際に実務家との議論を通じてそのことを確認することができた。

3. 研究の方法

本研究では、第4リステイトメントの該当部分について、国際法、国際私法、民事訴訟法、国際取引法の研究者、実務家による合同研究会方式で、第3リステイトメント以降のアメリカにおける法発展と変化について、多角的に研究を行う。さらに、外国の研究者を共同研究者に加え、比較法的なアプローチを盤石なものにした。

具体的な研究者間の役割分担については、アドバイザーである渡辺惺之大阪大学名誉教授の下、長田が研究総括を務めるが、研究分担者については第4リステイトメント第4部を事項によって大きく6つに分け、それぞれに研究分担者を責任者として配置し、責任者の下に1名以上の共同研究者を配置した。

より具体的には、国家管轄権グループ、裁判管轄権グループ、規律管轄権グループ、執行管轄権・主権免除グループ、外国判決承認執行グループ、証拠収集・送達グループである。さらに、インハウスとして企業法務に携わっている実務家にも加わってもらうことにより、実務の視点から第4リステイトメントを評価しなおすとともに、第4リステイトメントが国際企業法務に与える影響についても検討を行った。



当初は、諸外国の研究者との交流を実際に行うことを予定していたが、初年度にコロナ感染症による様々な制約を受けた関係で、対面での研究交流が損なわれることとなったが、既に一定の研究交流のある研究者であったこともあり、オンラインにより実効的な意見交換や研究交流を進めることができた。

4. 研究成果

上述したように、本研究においては、アメリカにおいて2018年に公表された第4次対外関係法（第4リステイトメント）を対象として、そこに表れた管轄権概念、外国判決承認や様々な国際的要素を有する裁判手続にかかる問題につき、第3次リステイトメント公表時から30年を経て、アメリカの実務や学術的な議論がどのような変遷を遂げてきたのか、またそれらを比較法的にどのように評価できるのかにつき、国際公法、民事手続法および国際私法を専門とする各研究者が集って議論をし、また諸外国からの評価を踏まえて、多角的に研究をし、もって日本におけるこれら諸問題にかかる実務や理論への示唆を得ることを目的としていた。

実際には上述したグループ毎に、リステイトメントの各規定を配分し、それを全員が参加する研究会にて検討を行った。さらに具体的には、各研究者において第4リステイトメントの読み込み及び関連論文や所収判例の読み込みおよび分析を徹底的に行い、それを毎月の研究会において全共同研究者および研究分担者との活発な議論を行うことで、本研究に携わる全研究者において第4リステイトメントに表れた当該分野におけるアメリカでの実務や理論の変遷に関する理解を共通のものとした。

また、研究開始からコロナ禍による大きな制約を受けながらも、諸外国の研究者との研究交流により、諸外国から見た同リステイトメントの評価についても一定の示唆を得、かつ全研究者において共有することができた。

これらの研究活動によって、日本における管轄権概念、外国判決承認や国際的司法共助など様々な国際的要素を有する裁判手続にかかる問題につき、将来の実務や議論のあり方につき極めて大きな示唆を得ることができたと思慮する。

またこれら研究活動の1つとして、第4リステイトメント全体の解題を作成することができ、これらについては2024年度以降順次定期刊行物により公表をしていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計39件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Naoshi TAKASUGI	4. 巻 16
2. 論文標題 International Jurisdiction and Governing Law in Tort Cases in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JAPANESE REPORTS FOR THE XXIst INTERNATIONAL CONGRESS OF COMPARATIVE LAW	6. 最初と最後の頁 219-236
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 212
2. 論文標題 「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」とシンガポール条約	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 85-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 1583
2. 論文標題 北朝鮮帰国事業をめぐる損害賠償請求の国際裁判管轄	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 令和4年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 275-276
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Nagata Mari	4. 巻 2
2. 論文標題 International Aspects of Data Protection Law	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Changing Orders in International Economic Law	6. 最初と最後の頁 7-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4324/9781003193104-2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 69巻10号
2. 論文標題 標準必須特許のグローバルライセンス条件を決定する管轄を英国裁判所に認めた事件 英国最高裁2020年8月26日判決	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 57 - 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 69巻10号
2. 論文標題 被雇用者に代表訴訟を認める州法と連邦仲裁法の優先関係が争われた事例 アメリカ連邦最高裁2022年6月15日判決 (Viking River Cruises, Inc., v. Moriana, 596 U. S. ____ (2022))	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 45 - 46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 国際商事仲裁ADR判例紹介 (29)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 23-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 外国執行行為の承認 - 最高裁令和3年5月25日判決を契機として -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 37 - 43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 11
2. 論文標題 国際民事手続法分野における最近の日本判例の展開 - 外国判決の承認・執行を中心として -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 静宜法学	6. 最初と最後の頁 1 - 62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 65
2. 論文標題 外国裁判所の専属的国際裁判管轄を定めた合意の有効性 (東京高判令和2年7月22日)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 137 - 140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 1570
2. 論文標題 リモートアクセス捜査と国家管轄権 最高裁令和3年2月1日第二小法廷決定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和3年重要判例解説	6. 最初と最後の頁 248 - 249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多田望	4. 巻 30
2. 論文標題 民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否 (最高裁令和3.5.25判決)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 329 - 332
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 68巻8号
2. 論文標題 米国民事訴訟におけるディスカバリと個人情報保護	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 44 - 50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 2
2. 論文標題 Recent Court Decisions on International Adjudicative Jurisdiction in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Japan Commercial Arbitration Journal	6. 最初と最後の頁 79-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 256
2. 論文標題 間接管轄 (1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選第3版 (別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 186-187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 仲裁廷による暫定保全命令の執行 (BayObLG, Besch. v. 18. 8. 2020, SchiedsVZ 2020, 315)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 6 - 10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 256
2. 論文標題 特別の事情の考慮(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選第3版(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 168-169
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 68巻1号
2. 論文標題 仲裁合意の準拠法・再論 英国最高裁2020年10月9日のEnka判決を契機として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 10 - 16
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 256
2. 論文標題 当事者による法選択がない場合	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選第3版(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 58-59
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多田望	4. 巻 120巻3号
2. 論文標題 民事訴訟における域外送達に関する現代的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 421 - 442
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多田望	4. 巻 256
2. 論文標題 送達	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選第3版(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 190 - 191
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 41
2. 論文標題 米国による金融・二次制裁の管轄権理論における評価とその課題 対イラン制裁法を素材として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 69 - 105
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 491
2. 論文標題 国家管轄権の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 30 - 34
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 255
2. 論文標題 一方的独立宣言の合法性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選第3版(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 30 - 31
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上正子	4. 巻 6
2. 論文標題 令和元年民事執行法改正 子の引渡しの強制執行について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 136 - 156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上正子	4. 巻 256
2. 論文標題 離婚無効確認事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選第3版 (別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 178 - 179
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 -
2. 論文標題 外国仲裁判断承認要件としての仲裁判断の「拘束性」 ニューヨーク条約5条1項e号および仲裁法45条2項7号の解釈試論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際的権利保護制度の構築	6. 最初と最後の頁 301-316
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ジニ・クニベルティ、長田真里訳	4. 巻 -
2. 論文標題 執行にかかる属地主義と銀行口座の越境的差し押さえ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際的権利保護制度の構築	6. 最初と最後の頁 63-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 -
2. 論文標題 航空機墜落事故に基づく損害賠償	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法判例百選<第2版>	6. 最初と最後の頁 232-233
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 68-1
2. 論文標題 涉外民事保全訴訟における外国法の適用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 52-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 156-1
2. 論文標題 訴訟当事者に判決の内容が了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより不服申立ての機会が与えられないまま確定した外国裁判所の判決に係る訴訟手続と民訴法118条3号にいう公の秩序	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 227-242
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 73-10
2. 論文標題 個人情報保護法改正における域外適用の在り方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 33 - 41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 -
2. 論文標題 国家の刑事管轄権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法の現在	6. 最初と最後の頁 227 - 239
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 1547
2. 論文標題 サイバー犯罪と国家管轄権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 73 - 78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Dai, YOKOMIZO	4. 巻 287
2. 論文標題 Cross-Border Trade Secret Disputes ; Analysis by Conflict of Laws	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Nagoya University Journal of Law and Politics	6. 最初と最後の頁 47-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横溝大	4. 巻 119-2
2. 論文標題 私法領域における条約・国家法間および条約間の相互作用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 89 - 106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多田望	4. 巻 61
2. 論文標題 主たる営業所を日本に有する法人を被告とする訴えと民訴訟3条の9の「特別の事情」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 150 - 153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Naoshi, Takasugi	4. 巻 1
2. 論文標題 Setting Aside of Arbitral Awards under the Japan Arbitration Act Recent Decisions by the Japanese Courts	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japan Commercial Arbitration Journal	6. 最初と最後の頁 50-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上正子	4. 巻 -
2. 論文標題 訴訟当事者に不服申立ての機会が与えられないまま確定した外国欠席判決に係る訴訟手続と民訴法118条3号の公序	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 126 - 127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 村上正子
2. 発表標題 知的財産権訴訟の国際裁判管轄 民訴法3条の9をめぐる裁判例の検討
3. 学会等名 名古屋大学・台北大学知財法研究会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Masako MURAKAMI
2. 発表標題 Digitalization of Civil Litigation Procedures in Japan
3. 学会等名 E-justice, Data Protection and Human Rights in Japan, Germany, Italy and Central Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 竹内真理
2. 発表標題 世界秩序から見た米国による金融制裁
3. 学会等名 世界法学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 国際仲裁における第三国強行法規の適用
3. 学会等名 国際商取引学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計10件

1. 著者名 中野 俊一郎	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 228
3. 書名 国際仲裁と国際私法	

1. 著者名 本間 靖規、中野 俊一郎、酒井 一	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 302
3. 書名 国際民事手続法〔第3版〕	

1. 著者名 多田 望、長田 真里、村上 愛、申 美穂	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 244
3. 書名 国際私法〔第2版〕	

1. 著者名 多田 望、北坂 尚洋、小池 未来、松永 詩乃美、寺井 里沙、片岡 雅世、申 美穂、黄 ジン霆、田中 美穂	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 210
3. 書名 ベーシック国際取引法	

1. 著者名 高杉 直、小池 未来、岡野 祐子、多田 望、田中 美穂、北坂 尚洋、長田 真里、後 友香ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 300
3. 書名 レクチャー国際取引法〔第3版〕	

1. 著者名 高杉直、長田真里、多田望ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 292
3. 書名 国際民事手続法	

1. 著者名 多田 望、長田 真里ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 226
3. 書名 国際私法	

1. 著者名 高杉直、多田望、長田真里、岡野祐子、田中美穂、北坂尚洋、	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 480
3. 書名 国際関係私法入門〔第4版補訂〕	

1. 著者名 小林 秀之、村上 正子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 328
3. 書名 新版 国際民事訴訟法	

1. 著者名 野村 美明、高杉 直、長田 真里、小池 未来、黄 ジン霆、岩本 学、中林 啓一、小野木 尚、山口 敦子、藤澤 尚江、西岡 和晃、羽賀 由利子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 318
3. 書名 新・ケースで学ぶ国際私法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	竹内 真理 (Takeuchi Mari) (00346404)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	村上 正子 (Murakami Masako) (10312787)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	木村 美穂 (田中美穂) (Tanaka Miho) (10330226)	近畿大学・法学部・教授 (34419)	
研究分担者	中野 俊一郎 (Nakano Shunichiro) (30180326)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	多田 望 (Tada Nozomi) (40274683)	西南学院大学・法学部・教授 (37105)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高杉 直 (Takasugi Naoshi) (60243747)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	横溝 大 (Yokomizo Dai) (00293332)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 中国における対外関係法制の新しい動向	開催年 2024年～2024年
------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関